

所管行政において生じる「課題」について（金融庁）

- 多様な民間決済サービスが既に提供されている中で、C B D Cの発行にあたっては、日本銀行と仲介機関との役割分担（垂直的共存）、C B D Cと民間決済サービスとの役割分担（水平的共存）が適切に図られることにより、金融・決済システムの安定を確保しつつ、決済サービスにおける競争・イノベーションを促進し、全体として安定的かつ効率的なサービスが提供されることが重要。

1. 金融・決済システムの安定の確保

- 預金の減少等が銀行等の金融仲介機能や預金保険制度に及ぼす影響、さらには広く経済活動に及ぼし得る影響を評価・分析したうえで、C B D Cの設計や付与される様々な機能について検討を行うことが必要ではないか。
- 特に、預金からC B D Cへの急激・大規模な資金シフトを防止するため、セーフガード措置の導入等を検討することが必要ではないか。

2. 競争やイノベーションの維持・促進

- C B D Cと民間決済サービスの役割分担・相互運用性：C B D Cが民間事業者のビジネスを阻害しないよう、仲介機関に求められる業務の内容・範囲について柔軟で幅広い選択肢を提示すること、仮にC B D Cに関する各種手数料等が導入される場合には適正な内容・水準に設定されることが必要ではないか。また、C B D Cのシステム設計に際しては、既存の民間決済サービスとの円滑な接続、相互運用性を確保することが重要ではないか。
- C B D Cの利便性を向上させる追加サービスの提供：C B D Cが民間決済サービスの高度化を図る触媒となるよう、公正な競争条件を確保しつつ、仲介機関に限らず幅広い民間事業者に追加サービスの提供を認めることで、民間の創意工夫を促すべきではないか。

3. マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策（AML／CFT）などの不正利用防止

- C B D Cが現金と異なり電子的に移転可能な決済手段であることを踏まえ、C B D Cの利用にあたっては、既存の民間決済サービスにおける取扱いと同様に本人確認等の措置が行われることが必要ではないか。

4. 仲介機関に対する規制・監督のあり方

- 上記1～3の観点等を踏まえつつ、今後、C B D Cの制度設計や仲介機関に求められる業務の内容が具体化していく中で、金融庁の所管法令に基づく規制・監督との関係や追加的な対応の要否について検討を行うことが必要ではないか。

5. コスト負担のあり方

- 今後、C B D Cの制度設計や仲介機関に求められる業務の内容が具体化していく中で、C B D Cが民間事業者のビジネスに及ぼす影響を十分に踏まえたうえで、幅広い観点から丁寧な検討が行われることが必要ではないか。

注：1～5は、現時点（令和6年3月）において、金融庁の所管行政との関係で特に重要と考えられる「課題」を述べたものであり、有識者会議取りまとめにおいて指摘されているものと重複するものも含まれる。その他、有識者会議取りまとめにおいて既に指摘されている点は割愛している。